

平成30年度鳴門市保育施設等利用者負担額（保育料）表（案）

※この表は、保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業の利用者に適用されます。

階層区分	定義	月額保育料（単位：円）					
		3号認定		2号認定			
		0・1・2歳児		3歳児		4・5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	9,000 (0)	8,500 (0)	6,000 (0)	5,500 (0)	6,000 (0)	5,500 (0)
B2	市民税均等割のみ課税世帯	14,500 (6,750)	13,500 (6,250)	11,500 (5,250)	10,500 (4,750)	11,500 (5,250)	10,500 (4,750)
B3	市民税所得割課税額48,600円未満	19,500 (9,000)	18,000 (8,500)	16,500 (6,000)	15,500 (5,500)	16,500 (6,000)	15,500 (5,500)
B4	市民税所得割課税額58,900円未満	24,000 (9,000)	22,500 (8,500)	20,000 (6,000)	19,000 (5,500)	20,000 (6,000)	19,000 (5,500)
C	市民税所得割額77,600円未満	27,000 (9,000)	25,500 (8,500)	24,000 (6,000)	22,500 (5,500)	24,000 (6,000)	22,500 (5,500)
D1	市民税所得割課税額97,000円未満	29,000	27,500	26,000	24,500	25,000	23,500
D2	市民税所得割課税額114,100円未満	34,000	32,000	29,500	28,000		
D3	市民税所得割課税額131,200円未満	38,000	36,000	32,000	30,000		
D4	市民税所得割課税額169,000円未満	44,500	42,000	37,000	35,000		
D5	市民税所得割課税額181,800円未満	52,000	49,000	40,000	38,000		
D6	市民税所得割課税額301,000円未満	57,000	54,000			26,000	24,500
D7	市民税所得割課税額301,000円以上	60,400	57,000				

- 児童の年齢は、平成30年4月1日を基準とします。（年度途中からの利用児童についても同じです。）
- 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目の子どもが利用している場合、第2子の利用者負担額を半額とします。（幼稚園・障害児通園施設・児童発達支援等を利用している就学前児童も算定対象人数に含めます。）なお、B階層と認定された世帯については、最年長の子どもの年齢に関係なく、第2子の利用者負担額を半額とします。
- B1階層と認定された世帯は、第2子の利用者負担額を無料とします。
- 多子（3人以上子どもを養育している）世帯は、第3子以降の利用者負担額を無料とします。
- B又はC階層と認定された世帯のうち、ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯については、（ ）内の利用者負担額とします。さらに、第2子の利用者負担額を無料とします。
- 税額控除については、調整控除を除き、反映しません。
- 婚姻歴のないひとり親世帯については寡婦（夫）控除を適用したものと見なして利用者負担額を算定します。（別途申請書の提出が必要です。）